

附則

1 (約款の実施期日)

約款は、平成 28 年 6 月 16 日から実施いたします。

2 (需要場所についての特別措置)

(1) 適用

イ 第 10 条 (需要場所) (1)に定める 1 構内または第 10 条 (需要場所) (2)に定める 1 建物 (以下「原需要場所」といいます) において、ロに定める特例設備を新たに使用する際に、ロに定める特例設備が施設された区域または部分 (以下「特例区域等」といいます) の契約者からこの特別措置の適用の申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、第 10 条 (需要場所) にかかわらず当分の間 1 原需要場所につきロ (イ) または (ロ) それぞれ 1 特例区域等に限り、1 需要場所といたします。

(イ) 特例区域等にロに定める特例設備以外の負荷設備がないこと。また、ロ (ロ) に定める特例設備の場合は、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分 (以下「非特例区域等」といいます) においてロ (ロ) に定める特例設備以外の負荷設備があること。

(ロ) 次の事項について非特例区域等の契約者の承諾をえていること

a. 非特例区域等について、第 10 条 (需要場所) に準じて需要場所を定めること。

b. 当社および一般送配電事業者が特例区域等における業務を実施するため、第 29 条 (需要場所への立入りによる業務の実施) に準じて、非特例区域等の契約者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

(ハ) 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

(ニ) 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

(ホ) 当社および一般送配電事業者が非特例区域等における業務を実施するため、29 (需要場所への立入りによる業務の実施) に準じて、特例区域等の契約者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ 特例設備は、次のものをいいます。

(イ) 急速充電設備等

電気事業法施行規則附則第 17 条第 1 項第 1 号に定める電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(ロ) 認定発電設備等

電気事業法施行規則附則第 17 条第 1 項第 2 号に定める認定発電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(2) 工事費の負担

特例区域等の契約者が新たに電気を使用し、または契約容量等を増加される場合で、これにともない一般送配電事業者が新たに供給設備を施設するときには、当社は、第 52 条 (一般供給設備の工

工事費負担金)または第53条(特別供給設備の工事費負担金)にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお、第8章(工事費の負担)の適用については、第53条(特別供給設備の工事費負担金)の場合に準ずるものといたします。

3 (記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置)

30分ごとに計量することができない計量器(以下「記録型計量器以外の計量器」といいます)で計量するときの使用電力量については、次のとおりといたします。

イ 移行期間における30分ごとの使用電力量

その1月のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間(以下「移行期間」といいます)における30分ごとの使用電力量は、移行期間において計量された使用電力量を移行期間における30分ごとの使用電力量として均等に配分してえられる値といたします。

ロ 移行期間において料金の変更があった場合の30分ごとの接続供給電力量

第16条(従量メニュー)(2)ニ、第16条の2(オール電化向けメニュー)(1)ハまたは(2)ハによって、契約容量を定める場合で、移行期間において、契約容量を変更したことにより、料金に変更があったときは、移行期間における使用電力量を、料金の変更があった日の前後の期間の日数にそれぞれ契約容量を乗じた値の比率により区分して算定いたします。この場合、移行期間における料金の変更があった日の前後の使用電力量を、イに準じて、30分ごとの使用電力量として均等に配分いたします。

4 (10時間通電機器にかかわる特別措置)

契約者が、中国電力株式会社より10時間通電機器の適用を受けている機器を使用される場合は、当該10時間通電機器を取り外される日までの期間に限り、一般送配電事業者は、毎日午前8時から午後10時までの時間の電気の供給をしゃ断する装置または計量器を取り付けます。

なお、契約者が10時間通電機器を取り外される場合は、あらかじめ当社に申し出ていただきます。この場合、当社は、10時間通電機器を取り外される日に、この特別措置の適用を終了いたします。

(実施期日)

この改正規定は、平成28年9月15日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成28年10月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成28年10月27日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成28年12月15日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 10 月 16 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 1 月 16 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 3 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 4 月 12 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 6 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 10 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 11 月 22 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 31 年 1 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 31 年 2 月 28 日から実施します。

この期日より、附則 3 および 4 を以下に変更いたします。

3 (記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置)

30 分ごとに計量することができない計量器 (以下「記録型計量器以外の計量器」といいます) で計量するときの使用電力量については、次のとおりといたします。

イ 移行期間における 30 分ごとの使用電力量

その 1 月のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間 (以下「移行期間」といいます) における 30 分ごとの使用電力量は、移行期間において計量された使用電力量を移行期間における 30 分ごとの使用電力量として均等に配分してえられる値といたします。ただし、移行期間の使用電力量を時間帯別に計量する場合は、移行期間において各時間帯別に計量された使用電力量をそれぞれの時間帯別の 30 分ごとの使用電力量として均等に配分してえられる値といたします。

ロ 移行期間において料金の変更があった場合の 30 分ごとの使用電力量

契約容量または契約電力を定める場合で、移行期間において、契約容量または契約電力を変更したことにより、料金に変更があったときは、移行期間における使用電力量を、料金の変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれ契約容量を乗じた値の比率により区分して算定いたします。

この場合、移行期間における料金の変更のあった日の前後の使用電力量を、イに準じて、30 分ごとの使用電力量として均等に配分いたします。

ハ 移行期間における最大使用電力

移行期間における最大使用電力は、イに準じて均等配分して得られる 30 分ごとの使用電力量のうち、最大となる値を 2 倍した値といたします。

4 (10 時間通電機器にかかわる特別措置)

契約者が、中国電力株式会社より 10 時間通電機器の適用を受けている機器を使用される場合は、当該 10 時間通電機器を取り外される日までの期間に限り、一般送配電事業者は、契約種別が第 16 条の 2 (1)、(2) および (3) の場合は毎日 8 時から 22 時までの時間の電気の供給をしゃ断する装置または計量器を、契約種別が第 16 条の 2 (5) および (6) の場合は毎日 9 時から 23 時までの時間の電気の供給をしゃ断する装置または計量器を取り付けます。

なお、契約者が 10 時間通電機器を取り外される場合は、あらかじめ当社に申し出ていただきます。この場合、当社は、10 時間通電機器を取り外される日に、この特別措置の適用を終了いたします。

(実施期日)

この改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2019 年 6 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2019 年 10 月 1 日から実施します。

この期日より、附則 5 を追加いたします。

5 (消費税法の改正にともなう経過措置)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律(平成 28 年 11 月 28 日法律第 85 号)第 1 条の規定により読み替えて適用される消費税法附則(平成 24 年 8 月 22 日法律第 68 号)第 5 条第 2 項の適用を受ける、2019 年 9 月 30 日以前から契約が継続し、2019 年 10 月 1 日から 2019 年 10 月 31 日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金(2019 年 10 月 1 日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が 2019 年 11 月 1 日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成 28 年 11 月 28 日政令第 358 号〕第 1 条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成 26 年 9 月 30 日政令第 317 号〕第 4 条第 3 項で定める部分に限り)の算定における料金率等および基準単価については、次のとおりといたします。(1) 第 16 条及び第 16 条の 2 の料金率については、料金表Ⅲにかかわらず、次のとおりといたします。

料金表Ⅲ

・従量メニュー

従量 A

二 料金

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	331.23 円
電力量	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20.40 円

料金	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26.96 円
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	29.04 円

従量 B

(イ) 基本料金

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	399.60 円
---------------------	----------

(ロ) 電力量料金

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.76 円
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23.74 円
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25.58 円

・オール電化メニュー

季節別時間帯別

(イ) 基本料金

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	2,160.00 円
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	399.60 円

(ロ) 電力量料金

デイ	夏季	1 キロワット時につき	32.84 円
	その他季	1 キロワット時につき	28.12 円
ファミリー		1 キロワット時につき	24.39 円
ナイト		1 キロワット時につき	10.08 円

(ハ) 最低月額料金

1 契約につき	410.40 円
---------	----------

第 2 季節別時間帯別

(イ) 基本料金

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	1,188.00 円
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	399.60 円

(ロ) 電力量料金

デイ	夏季	1 キロワット時につき	36.12 円
	その他季	1 キロワット時につき	31.08 円
ファミリー		1 キロワット時につき	26.82 円
ナイト		1 キロワット時につき	10.08 円

(ハ) 最低月額料金

1 契約につき	410.40 円
---------	----------

時間帯別

(イ) 基本料金

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	1,188.00 円
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	399.60 円

(ロ) 電力量料金

昼間

最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21.87 円
90 キロワット時をこえ 220 キロワット時までの 1 キロワット時につき	28.91 円
220 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30.07 円

夜間

1 キロワット時につき	10.08 円
-------------	---------

(ハ) 最低月額料金

1 契約につき	410.40 円
---------	----------

ピーク抑制

(イ) 基本料金

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	1,188.00 円
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	399.60 円

(ロ) 電力量料金

ピーク

1 キロワット時につき	54.57 円
-------------	---------

オフピーク

最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21.08 円
90 キロワット時をこえ 220 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.89 円
220 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30.06 円

夜間

1 キロワット時につき	10.08 円
-------------	---------

(ハ) 最低月額料金

1 契約につき	410.40 円
---------	----------

夜間休日型

(イ) 電力量料金

デイ

夏季	1 キロワット時につき	40.21 円
その他季	1 キロワット時につき	36.53 円

ナイト

1 キロワット時につき	17.87 円
-------------	---------

ホリデー

1 キロワット時につき	17.87 円
-------------	---------

(ロ) 最低月額料金

1 契約につき	1,620.00 円
---------	------------

電化住宅型

(イ) 基本料金

1 契約につき最初の 10 キロワットまで	1,620.00 円
上記をこえる 1 キロワットにつき	399.60 円

(ロ) 電力量料金

デイ

夏季	1 キロワット時につき	32.08 円
その他季	1 キロワット時につき	30.06 円

ナイト

1 キロワット時につき	14.60 円
-------------	---------

ホリデー

1 キロワット時につき	14.60 円
-------------	---------

(2) 別表 2 (2) の基準単価については、別表 2 (2) にかかわらず、次のとおりといたします。

イ 従量 A

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	3 円 61 銭 3 厘
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	24 銭 1 厘

ロ 従量 A 以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	24 銭 1 厘
-------------	----------

(3) 別表 12 のオール電化割引上限額については、別表 12 (2) にかかわらず、次のとおりといたします。

1 契約につき	3,240 円 00 銭
---------	--------------

(実施期日)

この改正規定は、2019 年 11 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020 年 3 月 16 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年4月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年5月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年10月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021年4月1日から実施します。

この期日より、附則6を追加いたします。

6 (定期契約の一部終了にともなう経過措置)

(1) 契約者が第1条(適用)第2項イに該当し、かつ2021年4月1日時点で「別表 定期契約」に記載の定期契約(のうち、第109種「電力・TVパック」を除く定期契約)を契約しているお客さまについては、当該定期契約の契約期間中について、料金表Ⅱ 定期契約の規定を適用し、当該定期契約の契約期間満了をもって、J:COM 電力家庭用コースを除いたサービスから構成される定期契約(定期契約のうち「電力・TVパック」の場合は、J:COM 電力家庭用コースを除いたサービス)へ切替わります。この切り替えの際には、「別表 定期契約」に定める契約解除料は発生致しません。(2) 契約者が第1条(適用)第2項イに該当し、かつ料金表Ⅱ第4条に定める定期契約を締結せずにJ:COM 電力家庭用コースをJ:COM サービス(J:COM TV サービス(再放送サービスを除く)、インターネット接続サービス、J:COM PHONE プラスサービスまたはプライマリ電話サービス)を合わせて利用する場合に適用していた「電力まとめ割」(当社より請求される金額から月額100円(税込110円)を割引)について、J:COM 電力家庭用コースをJ:COM サービスとご利用いただく状態が解消されるまで適用いたします。ただし、この場合、第16条(従量メニュー)および第16条の2(オール電化向けメニュー)に記載の割引は適用されません。